

平成 30 年度予算編成方針について

内閣府が公表した8月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」とする一方で、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と指摘している。

また、東京都においては、「都税収入については、平成 28 年度の国の税収が7年ぶりに前年度を下回る見通しであることに加え、平成 30 年度税制改正に向け、国は本年4月より地方消費税の清算基準の見直しの検討を開始するなど、都の財源が奪われる動きもあり、減収のリスクに留意する必要がある」としている。

区財政においては、納税義務者数の増等により、特別区税の増加が続いているものの、一般財源は社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすく、28年度決算においては都区財政調整交付金及び各種交付金が大きく減少し、一般財源総額は減少に転じている。

今後も社会保障関係経費の増加が続くとともに、区民施設や学校施設の整備等に係る経費も増えることが見込まれ、厳しい財政状況にある。

さらに、平成 27 年 9 月に策定した「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」においては、将来的な人口構成の変化が推計され、行政に求められるサービスの変化とともに、生産年齢人口の減少による税収の減が懸念される。

こうした中、第3期の基本構想実施計画(以下「基本構想実施計画」という。)に基づき、基本構想に掲げた本区の将来都市像である“歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」”を目指して、子育て支援、高齢者施策、防災対策など多岐にわたる課題に対し、よりスピード感を持って取り組まなければならない。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組は、本区の発展につながる好機として捉え、魅力ある施策の展開を図る必要がある。

このため、事務事業の選択と集中によって限られた資源をより効果的に活用し、喫緊の区政課題に対応しながらも、バランスのとれた安定的な財政基盤を構築し、将来にわたって持続可能な財政運営を図っていかななければならない。

こうした視点に立ち、平成 30 年度予算は、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 基本構想実施計画への着実な取組

基本構想の実現に向け、基本構想実施計画に掲げる各分野の将来像の実現を目指すためにも、一つ一つの事務事業に、より一層の創意工夫を凝らし、効率的・効果的に質の高いサービスを提供するための予算を編成する。

また、基本構想を実現するための基盤整備として行財政運営分野を捉え、より総合的な見地から各分野の連動を図り、組織横断的な取組を進める。

(2) 重点施策

基本構想の体系により、平成 30 年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

- ア 基本構想実施計画の実行に関するもの
- イ 子育て支援・教育に関する施策
- ウ 高齢社会への対応に関する施策
- エ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の推進に関する施策
- オ 環境・まちづくりに関する施策
- カ 災害対策など危機管理の強化につながる施策
- キ 先進的な取組につながるもの

(3) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にした予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

また、基本構想実施計画事業以外の事業については、事業の成果や方向性、優先度を十分に検証することで事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提とし、各部に配分される一般財源と各部に属する特定財源の範囲内で経費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を超えた統合等も視野に入れ、より実効性を高める手法へと見直しや再構築を図ること。

なお、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金については、平成 27 年5月に策定した「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき作成した「補助金チェックシート」により、補助金交付の基本方針に照らした十分な検証を行い、課題及び今後の方向性を踏まえ、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

また、補助金の創設に当たっても、「補助金チェックシート」を作成し、補助金交付の基本方針に照らした十分な検討を行った上で、事業構築を行うこと。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制に努めること。

ウ 公共施設等については、平成 29 年 3 月に策定した「公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえ、管理を行うこと。

施設等を整備するに当たっては、施設の利用状況や老朽度を的確に把握し、予防保全の視点から修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、財政負担の平準化の観点を含め、適切な時期に計画的に改修・更新を行うこと。

また、緊急の対応を要する場合には、その必要性を十分に精査すること。

維持管理経費については、使用料等受益者負担の積算基礎となることから、経費の見直しを図ることはもとより、管理運営の一元化や多様な主体の活用による施設運営を進めるなど、更なる縮減に努めること。

エ 建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

なお、土木工事についても一層のコスト縮減に努めること。

さらに、工事費の高騰などの社会経済状況変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

オ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、高い徴収率を達成しているが、引き続き徴収率の維持・向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針(平成 28 年度改定)に基づき見積もること。

エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。

オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

(1) 多様化する区民ニーズや国等の制度改正に的確に対応していくため、組織的な働き方の見直しや事務事業の徹底した見直し等を行い、組織及び人員の適正化に努めること。

こうした取組等によっても対応が難しい、新たな業務が生じる場合などにあっては、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な組織改正や人員配置等について、適切に協議すること。

(2) 組織及び職員定数の適正化については、上記のほか、基本構想実施計画における行財政運営に関する事項に基づき、取り組むこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件100万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等、主に財政課が所管する財源に係るもの(財源対策) ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの)